

国立大学法人埼玉大学内部監査規則

〔平成20年9月25日
規則第92号〕

（目的）

第1条 この規則は、埼玉大学（以下「本学」という。）における内部監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定め、監事及び会計監査人との連携を図りつつ、本学における事務執行状況を適法性及び合理性の観点から監査し、その結果に基づく情報の提供並びに改善及び合理化への助言、提言等を行うことによって、本学の健全な管理運営に資することを目的とする。

（監査の対象及び実施）

第2条 監査は、学長の命により、監査室が本学の業務活動及び会計処理を対象として、次に掲げる区分のとおり実施する。

- (1) 業務監査 本学の業務活動が法人の方針、計画、法令及び学内規則等に従って合法的、合理的及び効率的に行われているかについて監査を行う。
- (2) 会計監査 国立大学法人埼玉大学会計規則第46条の規定に基づき、本学の会計処理が法令及び学内規則等に従って、正当な証拠書類等により事実に基づいて適正に行われているかについて監査を行う。

（監査の種類）

第3条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 定期監査は、第5条の監査計画に基づき、毎事業年度定期的に行う。
- 3 臨時監査は、学長が必要と認めた場合に行う。

（監査の方法）

第4条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

（監査計画）

第5条 監査室長は、毎事業年度初めに、当該年度における監査の基本方針及び全体計画を記載した監査計画を作成し、監事との調整を経て、学長の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りでない。

（監査実施計画）

第6条 監査室長は、監査を実施するときは、事前に監査実施計画を作成し、学長に提出するものとする。

- 2 前項の監査実施計画には、監査方針、監査事項、監査を受ける部局等（以下「監査対象部局」という。）、監査実施日程、監査方法その他必要な事項を記載するものとする。

（監査員）

第7条 監査員は、監査室長の統括の下に、監査を実施する。

2 監査員は、本学所属教職員のうちから学長が命ずるものとする。

(監査員の権限)

第8条 監査員は、監査の実施に当たっては、監査対象部局に対して、帳票書類の閲覧又は提出、関係者からの事情聴取その他監査の遂行に必要な行為を求めることができる。

(監査対象部局の義務)

第9条 監査対象部局は、監査が円滑に行われるよう監査員に協力しなければならない。

2 監査対象部局は、前条の監査員の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(監査員の遵守事項)

第10条 監査員は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施すること。

(2) 職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らさないこと。

(3) 監査対象部局の業務の処理方法等について、直接指揮命令をしないこと。ただし、軽微な事項に係る改善指導又は助言については、この限りでない。

(監査の通知)

第11条 学長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象部局の長に対し、監査実施日程、監査事項、監査員名その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(監査調書の作成)

第12条 監査員は、監査を実施したときは、監査過程、監査結果及び関連情報等を記録した監査調書を作成し、監査室長に提出しなければならない。

(監査結果の報告)

第13条 監査室長は、監査を終了し前条の監査調書の提出があったときは、遅滞なく監査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

(是正改善措置の要求)

第14条 学長は、監査の結果、是正又は改善を要する事項がある場合は、当該部局の長に対し、書面により是正又は改善の措置(以下「是正改善措置」という。)を求めるものとする。

2 是正改善措置を求められた部局の長は、速やかに是正改善措置の内容及び期限等を記載した改善報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

(是正改善措置の確認)

第15条 監査室長は、是正改善措置の実施状況、効果等について、調査及び確認を行い、その結果を学長に報告するものとする。

(監査情報の公表)

第16条 学長は、監査計画、監査実施計画、監査報告書その他監査に係る情報の公表に努めるものとする。

(監事等との連携)

第17条 監査室は、監事及び会計監査人と密接な連携を図り、効率的な監査の実施に努めるものとする。

2 学長は、監査計画、監査実施計画、監査報告書、是正改善措置書及び改善報告書の写しを監事に送付するものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学会計内部監査規則(平成16年規則第137号)及び国立大学法人埼玉大学会計内部監査規則実施細則(平成16年規則第138号)は、廃止する。